

**道道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令案及び
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案
に関する意見募集について**

令和元年6月17日
国土交通省
自動車局

我が国では、大気環境改善のため、自動車の排出ガス規制を導入しているところであり、大気汚染状況、技術開発状況、海外の動向等を踏まえつつ、順次規制を強化しています。

平成29年5月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第13次答申）において、二輪車に排出ガス低減装置に係る高度な車載式故障診断システムを導入することが適当であるとされたこと等を踏まえ、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正を行うこととします。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から本案に対するご意見を募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案の概要（別紙）

2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局環境政策課において配布

3. 意見募集期間

令和元年6月17日（月）～令和元年7月17日（水）（必着）

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承願います。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-kankyou@ml.mlit.go.jp

国土交通省自動車局環境政策課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

③ FAX

FAX番号 03-5253-1636

国土交通省自動車局環境政策課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局環境政策課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局環境政策課 菊地

電話番号（直通） 03-5253-8604

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42522）

国土交通省自動車局審査・リコール課 佐藤（圭）

電話番号（直通） 03-5253-8596

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42313）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局環境政策課 意見募集担当 あて

道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令案及び
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に対する意見

| | |
|-----------------|--|
| 氏名 (フリガナ) | |
| 住所 | |
| 所属 (団体名、部署名) | |
| 電話番号 | |
| 電子メールアドレス | |
| ご意見 | |
| ご意見の理由 | |